

第 1 1 号議案

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

品川区長 濱 野 健

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

品川区職員定数条例（昭和 5 0 年品川区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および教員」を「、副園長、教諭および養護教諭」に、「の教員」を「の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師」に改める。

第 2 条第 1 項中「2, 4 8 9 人」を「2, 5 0 3 人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 条第 1 項の定数を超える員数については、7 0 人を限度として令和 3 年 3 月 3 1 日までは定数外とする。

（説明）児童相談所の開設準備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う必要がある。